

○苫小牧市建築審査会条例

昭和43年4月1日

条例第12号

改正 平成12年12月28日条例第33号

平成28年3月23日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第83条の規定により、別に定めるものを除く外、苫小牧市建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、議事その他必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審査会は、委員7人をもつて組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

(審査会の招集)

第4条 審査会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(議事)

第5条 審査会は、委員定数の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、法第94条第3項の規定に基づく口頭審査については、この限りでない。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が審査会に諮つて定める。

附 則

この条例は、昭和43年5月1日から施行する。

附 則（平成12年12月28日条例第33号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月23日条例第5号改正）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。